

乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成4年清水町条例第22号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「乳幼児等」とは、<u>18歳</u>に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「乳幼児等」とは、<u>15歳</u>に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2～7 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。